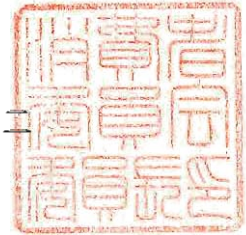




府消委第 15 号
平成 25 年 1 月 23 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

平成24年12月14日付け消取引991号で諮問があった特定商取引に関する法律施行令の一部改正については、別紙の理由により、下記の事項を前提として原案のとおりとすることで差し支えない旨、答申します。

記

1. 政令で定めた訪問購入規制の対象外となる物品や適用除外となる取引態様（以下、「規制対象外物品等」という。）を中心に、訪問購入に係る消費者被害の発生状況についての実態把握を重点的に行い、その結果を定期的に当委員会に報告すること。
2. 上記の結果、規制対象外物品等において消費者被害が拡大すると認められる場合には、これを訪問購入規制の適用対象とすることも含め、必要な見直しを機動的に行うこと。
3. 政令の施行にあたり、規制対象外物品等の具体的な内容を通達等で明示する際には、売主の立場となった消費者の利益を損なうおそれがあると認められるもの（例えば、家具であっても骨董品としての価値を有するものや有価証券であっても収集品としての価値を有するもの等）については、別途、当該規制の適用対象となる物品等として明確に位置づける等の措置を確実に講じること。

(理由)

平成 24 年 8 月 22 日に公布された特定商取引法の一部を改正する法律については、国会における審議過程において、訪問購入規制の対象範囲を原則として全ての物品に拡大し、訪問購入業者による不招請勧誘を禁止する等の議員修正が行われた。このような経緯に鑑みれば、規制対象外物品等の範囲については、できるだけ限定することが望ましいと考える。

今般、諮問があった政令案に示された規制対象外物品等の範囲を巡っては、平成 24 年 12 月 25 日に開催された第 109 回消費者委員会での調査審議においても、自動車をはじめとして、売主の立場となった消費者の利益を損なう恐れがある物品等も含まれるのではないかとの懸念が複数の委員より提起されたところである。

しかし同時に、貴金属をはじめとする訪問購入に係る消費者被害を防止するためには、できるだけ速やかに訪問購入規制を実施することも重要である。

これらのことに鑑みて、当委員会としては、政府が前記事項について着実に対応することを前提に、原案のとおりとすることで差し支えない旨、答申するものである。

(以上)